

福島県産再生可能エネルギー電力利活用拡大に向けた 福島県との連携協定締結に関する企画プロポーザル公募要領

1 目的

県では、平成24年（2012年）3月に改訂した「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」において、2040年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）で生み出すという目標を掲げると共に、平成28年9月には、国、県、関連企業などが一丸となってエネルギー分野からの福島復興の後押しを一層強化していくため「福島新エネ社会構想」を策定（令和3年2月改定）した。

再エネ導入拡大に向けた取組の成果は着実に現れており、令和2年度末の県内エネルギー需要量に対する再エネ導入割合は43.4%となり、中間目標としていた40%を達成した。

また、令和3年2月には、2050年までの脱炭素社会の実現を目指す「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言し、県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底や再エネの最大限の活用を大きな柱として、本県ならではの取組を推進している。

再エネ導入目標及びカーボンニュートラルの達成に向けては、県内への更なる再エネ導入に加え、県内で生み出された再エネの県内利活用を拡大することで、県内需要家の脱炭素化、更には再エネ発電所周辺地域の活性化を図ることで、県内への再エネ導入とカーボンニュートラルを推進していく必要がある。

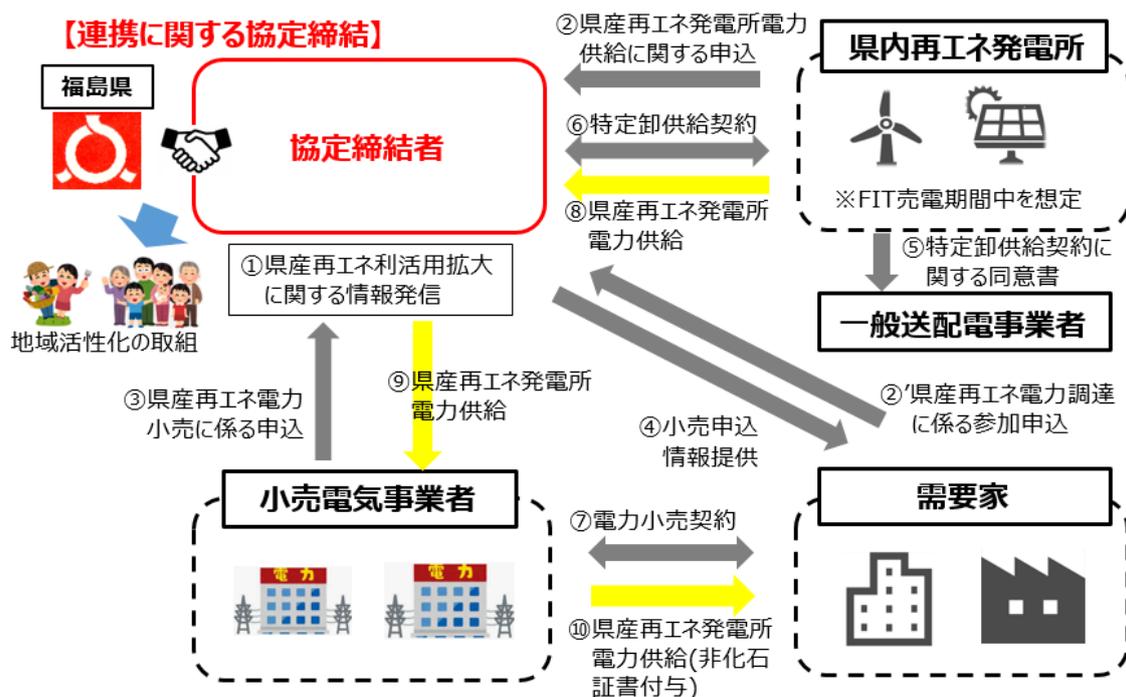
県では、県産再エネ利用を拡大することにより、持続可能なエネルギー社会の構築やカーボンニュートラルの実現に向けた事業を効果的に行うため、取組を進める連携協定締結事業者の公募を行う。

2 協定締結内容

(1) 協定書（案）

別紙「福島県産再生可能エネルギー電力利活用拡大に向けた連携協定書（案）」（以下、「協定書」という。）のとおり

【協定締結後の事業実施イメージ】



(2) 協定締結期間

協定締結の日から、令和5年3月31日まで（期間満了日の3か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がない場合、本協定を2年間延長するものとし、その後も同様とする）

3 企画プロポーザル参加要件

応募者は、次の要件を全て満たす者とする、

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 県内に事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。県内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業の実績を 1 件以上有すること。
- (6) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 7 号ロに規定する特定卸供給の実績を 1 件以上有すること。

4 企画提案書様式等の入手方法

企画提案書様式等については、福島県企画調整部エネルギー課（以下、「エネルギー課」という。）のホームページからダウンロードして入手すること。なお、エネルギー課の窓口又は郵送等での配付は行わない。

5 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

- (1) 受付期限 令和 4 年 1 月 7 日（金）午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出方法

質問書（様式第 3 号）により、エネルギー課宛に電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの件名は「【質問書】福島県産再生可能エネルギー電力利活用拡大に向けた福島県との連携協定締結」とすること。

- (3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和 4 年 1 月 12 日（水）午後 5 時までにエネルギー課のホームページに随時公表する。なお、個別での回答は行わない。

6 企画プロポーザル参加資格確認申請書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限 令和4年1月14日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出先 エネルギー課

(3) 提出書類

① 企画プロポーザル参加意思表明書兼参加資格確認申請書(様式第1号)

② 会社概要(様式第5号)

③ 企画プロポーザル参加要件(5)及び(6)を満たしていることを証する書類の写し

(4) 提出方法

郵送(簡易書留)又は持参による。但し、上記提出期限まで郵送等による提出が困難な場合には電子メールにより写しを送付し、後日速やかに原本を郵送することとする。

7 企画提案書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次の企画提案に関する書類を提出期限までに提出すること。

(1) 提出期限 令和4年1月19日(水)午後5時まで(必着)

(2) 提出先 エネルギー課

(3) 提出書類

① 企画プロポーザル参加資格確認通知書(様式第2号)の写し

② 企画提案書(様式任意。但し、日本工業規格A4版とする)

③ その他企画提案を説明するのに必要な書類

④ 協定書(案)第3条第1項第2号の実施体制書(様式第4号)

⑤ 会社概要(様式第5号)及び直近2年分の決算書又は事業報告書(収支状況が分かるもの)

⑥ 定款又は寄付行為の写し(法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの)

⑦ 法人登記簿の写し(申請受付日の3ヶ月以内のもの)

※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

⑧ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式第6号)

(4) 提出部数

②～⑥…5部(正本1部、副本4部)、①及び⑦～⑧…1部(正本1部)

(5) 提出方法

郵送（簡易書留）又は持参による。但し、上記提出期限まで郵送等による提出が困難な場合には電子メールにより提出書類一式を送付し、後日速やかに資料を郵送することとする。

8 企画提案書の内容

企画提案書は、（別記）審査基準を踏まえ、次の事項に注意して作成すること。

- (1) 協定書（案）第2条について、円滑かつ着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。
- (2) 協定書（案）第3条第1項第2号に規定する乙の役割について、どのように実施するかについて具体的に提案すること。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③ 提出書類に不備があった場合。
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑤ 参加表明書の提出から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。
- ⑥ 本公募要領に違反すると認められる場合。
- ⑦ その他、県が予め指示した事項に違反した場合。

(2) 複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(5) その他

- ① 参加者は、企画プロポーザル参加意思表明書兼参加資格確認申請書（様式第1号）の提出をもって、本公募要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出等を求めることがある。
- ③ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる場合がある。

10 審査に関する事項

(1) 審査方法

県が別に定める「福島県産再生可能エネルギー電力利活用拡大に向けた福島県との連携協定締結に関する企画プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき審査委員会を設置し、審査基準（別記）に基づく審査（書類審査）を行い、基準点以上の者の中から総合点数が最も高い提案者を協定締結候補者として選定する。

(2) 審査結果の通知

審査の結果はプロポーザル参加者全員に通知する。

11 協定の締結等

選定した協定締結候補者と県が協議し、内容を確定した上で協定を締結する。

なお、協定締結候補者と県との間で協議が整わない場合、又は協定締結候補者が協定締結を辞退した場合は、審査結果において基準点以上の者で総合評価が次点であった提案者と協議する。

12 スケジュール

項目	日程
質問受付期限	令和4年1月7日（金）午後5時まで
質問回答	令和4年1月12日（水）午後5時まで
企画プロポーザル参加資格確認申請書提出期限	令和4年1月14日（金）午後5時まで
企画提案書提出期限	令和4年1月19日（水）午後5時まで
審査結果の通知	令和4年1月24日（月）以降

13 問い合わせ先及び各種書類の提出先

福島県企画調整部エネルギー課

郵便番号 960-8670

住所 福島県福島市杉妻町2番16号（本庁舎5階）

エネルギー課（担当：寺島、泉田）

メール re_energy@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025c/>

【審査基準】

評価項目		審査の視点	配点
1. 協定の目的を確実に遂行できる、体制・実績を持っているか。			(20)
①	体制・計画	・事業目的を達成するために十分な体制・計画を有しているか	10
②	実績	・小売電気事業及び特定卸供給に関する十分な実績を有しているか	10
2. 協定の目的及び実施役割について十分に理解し、県産再エネ電力の県内利活用拡大に向けた提案となっているか。			(30)
③	協定締結目的の理解	・協定締結の目的について、十分に理解した提案となっているか	10
④	役割分担の理解	・役割分担を理解した提案となっているか ・県産再エネ事業者、小売電気事業者及び需要家にメリットがあり、事業が合理的かつ効率的に進められる提案となっているか	10
⑤	地域活性化の方策	・協定の趣旨を踏まえ、発電所周辺地域の活性化に資する方策の提案がなされているか	10
合計点			(50)

【評価方法及び評価点】

評価項目毎に以下の評価点を付すものとする。

点数	評価
10	優れている
8	やや優れている
6	普通
4	やや劣る
2	劣る

【基準点】

審査員の合計評価点平均が 30 点以上であることとする。